

＜廃棄物処理法に基づく基本方針変更案に対する意見募集結果＞

別添 2

1. 意見募集期間等

○意見募集期間：令和5年4月21日（金）から同年5月22日（月）まで

○意見提出方法：電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォーム

2. 意見の件数等：意見数 16 件（意見提出者 8 者）

3. 御意見及び御意見に対する考え方

番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向	国民のライフスタイルの見直しとあるが、大きなお世話である。削除すべし。	循環型社会の構築には、国民のライフスタイルにおいても 3R の取組が浸透し、定着していく必要があると考えております。
2	二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項 2 廃棄物の減量化の目標量 （1）一般廃棄物の減量化の目標量 （3）地方公共団体の役割	4 ページ「当たって」と 5 ページ「あたって」と表記が異なるため、統一した方がよい。	頂いた御意見を踏まえ、「当たって」に統一し、P.5 を修正いたします。
3	二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項 2 廃棄物の減量化の目標量	2（1） 家庭ごみ排出量の目標が 1 日一人当たり約 440 グラムとされているが、その根拠を示されたい。数量的に合理的な計算に基づいて行われた	2025 年度における一人一日当たりの家庭系ごみ排出量目標は、社会保障・人口問題研究所の人口予測並びに市町村の一般廃棄物の排出量及び廃棄物削減に関する取組の進捗に関する一定の仮定の下に算出したものです。

	(1) 一般廃棄物の減量化の目標量	ものでないのであれば削除すべきである。国家の目標は、理想や一部の人間の思惑で立てるべきでない。	
4	<p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項</p> <p>3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保</p> <p>(1) 一般廃棄物の処理体制の確保</p>	リチウム蓄電池の混入による火災事故防止については特に重点的な取り組みが望まれるため、「また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮するとともに、リチウム蓄電池などによる火災事故防止等の観点にも留意しつつ、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。」の一文に続き「さらにリチウム蓄電池については、分別廃棄を促すための分かりやすい表示の徹底など、製品事業者による回収の拡大を図るため取り組みを図ることが必要である。」を加筆することが適当ではないか。	御指摘の表示に係る取組を含め製造事業者等における取組も重要と考えており、関係省庁と連携しながら対策について検討してまいります。
5	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割</p> <p>(1) 国民の役割</p>	「(前略) レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢の一つとして検討し、利用するように努める。」について、リース等の貸借型取引は、通常、リース会社等の貸手が物件の所有権を有し、これらの物件を管理していることから、廃棄物の排出抑制及び資源循環を促進する上で効果的な取引方法であると評価されています。したがって、変更案に賛成いたします。	御意見を踏まえ、今後関係省庁とも連携を図りながら、レンタル・リース等のサービス利用の促進を進めてまいります。

6	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割</p> <p>(2) 事業者の役割</p>	<p>国民の役割で示されている「レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢の一つとして検討し、利用するように努める。」について、リース等の貸借型取引は廃棄物の排出抑制及び資源循環を促進する上で効果的な取引方法であることから、国民の役割に加えて、事業者の役割として記載することを御検討くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>御指摘のリース等の賃借型取引も廃棄物の発生抑制の観点からも資源循環を推進していく上で重要と考えており、関係省庁と推進について検討進めてまいります。</p>
7	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割</p> <p>(2) 事業者の役割</p>	<p>「廃棄物の再生利用の促進の観点では、単一素材化された商品、再生利用が容易な素材を用いた商品、分解・分別・収集・運搬の容易な設計の商品、再生利用が容易な設計の商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売に努めるものとする。」</p> <p>※「再生利用が容易な素材を用いた商品」の追記をお願いしたい。</p> <p>【2. 理由】</p> <p>素材により再生利用が容易なものと容易ではないものがあり、廃棄物の再生利用促進の観点からは、再生利用が容易な素材をより多く用いるべきである。例えば、欧米では炭酸ガス排出抑制、循環経済の推進の観点から、アルミニウム缶へのシフトが進んでいる。アルミニウムは極めて再生利用が技術的に容易であり、炭酸ガス排出抑制の観点でも3%に削減することが可能であり、こうした素材の利用を促進することにより、社会全体の炭酸ガ</p>	<p>廃棄物の再生利用促進の観点からも、再生利用が容易な素材の利用を進めていくことは重要と考えており、本基本方針三2(2)において、「再生利用が容易な設計の商品」と明記し、御指摘の「再生利用が容易な素材を用いた商品」もこれに含まれております。</p>

		ス排出抑制及び循環型経済の構築に貢献できる。	
8	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割</p> <p>(2) 事業者の役割</p>	<p>このような内容は努力目標ではなく、規制対象とする、もしくは事業者インセンティブを与えて、実際に行うことによりメリットが発生するような仕組みとしないと、実効性のあることができないと思う。例；国際的に通用する認定制度などを創設し商品に認定マークを付けることができる。取り組み内容を審査し東証の認定銘柄にするなどこのような案件は国として早く動かないとEUなどに先を越されて日本の競争力低下につながるため省庁横断で考えてほしい。</p>	<p>廃棄物の排出抑制等の観点で、インセンティブを付与するなど事業者によるより実効性のある取組を進めていただくことは、重要な取組と考えており、既存の制度として以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法においては、自動車製造業者等に自動車破砕残さ等の再資源化義務があるなど、関連事業者が最大限機能するような仕組みとしています。 ・プラスチック資源循環法において、特に優れた設計を主務大臣が認定する制度を創設しており、認定を受けたプラスチック使用製品は、国が積極的に調達することとしています。 <p>資源循環を進めていくためにも、インセンティブを付与する制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
9	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割</p> <p>(4) 国の役割</p>	<p>「また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、国内における廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。」</p> <p>※「国内における」の追記をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>2018年の中国の廃棄物輸入規制実施後、廃棄物の貿易フローが大きく変わり、金属では日本の高品質のスクラップの海外流出が顕著になっており、例えばアルミスクラップについて2018年、18万トン輸出されたが、2022年には43万トンを超える状</p>	<p>資源の少ない日本において、アルミをはじめとするスクラップや電子基板や廃蓄電池等を国内での資源循環を促進することは、経済安全保障にも資するものであり、重要と考えます。一方で、廃棄物処理法に基づく基本方針上ではアルミに限らず様々な循環資源が対象となるため、国外での前処理等を排除しないためにも、P.6のとおり原案どおりとさせていただきます。</p>

		<p>況となっている。炭酸ガスに換算すれば、460万トンに相当し、我が国の総炭酸ガス排出量の0.4%を超える水準となっている。アルミスクラップは新地金の3%のエネルギーで再利用でき、我が国の貴重な自国低炭素資源であり、国内での有効利用を促進することが必要であるため。</p>	
10	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割 (4) 国の役割</p>	<p>全体的に（特に2（4）は）国が全く汗をかいていない、汗をかかなくていい内容になりすぎている。廃掃法はその建付け上主体が地方自治体であるが、今までもそうだが、環境省は命じるだけでなんの苦勞もしていない。</p>	<p>廃棄物処理法において、原則一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者にその処理責任を有する旨定められています。しかしながら、2050年に向けた廃棄物分野における脱炭素化の推進・動静脈連携による資源循環への対応など廃棄物処理を取り巻く情勢は高度化・複雑化しており、国としても各種法制度の整備・適切な運用、国民、事業者、地方公共団体等の取組支援、普及啓発等に取り組んでおります。</p>
11	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保 (3) 廃棄物の不法投棄</p>	<p>3（3） 不法投棄とあるが、家電リサイクル法にある家電の不法投棄がどこの自治体も悩みの種であると聞いている。 なぜ、車などと同じように買うときにリサイクル料金を徴収しないのか。国の役人がメーカー、販売店に負けて処理を行うときに支払うようにしてしまったという話を聞く。不法投棄された家電は自治体の負担で処理されているのが現状である。</p>	<p>特定家庭用機器は、耐久消費財の性格を有し、製品購入から廃棄まで長期間に及ぶものであることから廃棄時点で実際にかかるリサイクル費用の予測が困難であること、消費者等が回収・リサイクルに要する費用を確認・認識することによる排出抑制が期待されること、既に消費者等が保有している既販品へのリサイクルに係る費用の対応が困難であることから、排出時にリサイクル料金を支払う仕組みが構築されています。令和4年6月23日付け中央環境審議会意見具申「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」では、現時点では、直ちに料金制度の変更が必要になるだけの問題が生じている</p>

			<p>とは考えにくいとため、制度変更は実施するべきではないとされています。</p> <p>自治体が行う家電の不法投棄対策への財政支援としては、家電リサイクル法に基づき家電4品目のリサイクルの義務を負っている家電メーカーの業界団体である「一般財団法人家電製品協会」が、市町村による不法投棄の未然防止対策費や不法投棄された家電の回収費用に対し一定割合の助成を行う仕組みがあり、国としても活用を呼び掛けています。</p>
12	<p>三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項</p> <p>8 プラスチックの資源循環の推進</p>	<p>8 プラスチックの資源循環の推進について</p> <p>環境省の理想を詰め込んだ「容器包装リサイクルの推進に関する法律」については、その音頭をとる環境省が主体であることから、処理施設や受け入れ先を率先して作るべきである。</p> <p>地域住人との折衝、用地買収など含め行うべきである。</p> <p>国の方針として行うことであるため、都道府県単位でもいいので、必要な施設については国が率先して作るべきである。廃棄物に関する問題は、地方自治体単位でどうにかできる問題ではないところまで来ているからだ。</p>	<p>プラスチックのリサイクルに当たっては、これまでの容器包装リサイクル法に加え、昨年4月からプラスチック資源循環法を施行しました。</p> <p>容器包装プラスチックだけではなく製品プラスチックのリサイクルも促進する地方公共団体を支援するために、国としては様々な施策を実施しております。</p> <p>具体的には、地方公共団体が実施する製品プラスチックの分別収集及び再商品化の費用に関する特別交付税措置や地方公共団体における製品プラスチック回収の実証事業や効果検証などを支援する「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を通して、地方公共団体の取組を支援しています。</p> <p>今後もプラスチックの資源循環の実情を踏まえて、必要な支援を充実してまいります。</p>
13	<p>四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項</p>	<p>人口減少やプラスチック分別回収に伴うごみの質及び量の低下にあわせて、施設の稼働率が低下し、</p>	<p>設備改良についても、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るための取組の一つとして、引用いただいている</p>

	2 一般廃棄物の減量その他 その適正な処理に必要な一般 廃棄物処理施設の整備	今後非効率な運用がなされる施設が増加すると考えられるため、「加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。」の一文に続き「また、これを実現するための設備改良についても推進が必要となる」を加筆することが適当ではないか。	記載中の「既存施設の有効活用等」に含まれるものと考えております。
14	全般	現在の社会情勢を踏まえた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案におかれましては、大変理想的な方向性を示していると思われます。 今後、具体的な施策の検討に入る際には、廃棄物業者の団体だけでなく、資源回収業者の集まりである我々東京都資源回収事業協同組合ならびに上部団体である日本再生資源事業協同組合連合会の意見を聞いていただける場を作ってください、現場の意向も反映させたより良い施策をご提示していただけることを要望いたします。	引き続き、関係する多くの方々との意見交換を通して、より実効性のある政策を進めてまいります。
15	全般	国の役人は都合悪くなるとほかにぶん投げ知らん顔。 制度として環境環境唱えるのであれば、まず国が現場に出向いて動いてください。働いてください。	廃棄物処理を取り巻く情勢が高度化・複雑化する中、国が先頭に立ってモデル事業を実施して地域展開する取組も行っています。例えば、食品廃棄物や食品リサイクル等の課題に対応した先進的なモデル事例を創出している

		<p>なんでも地方や国民に押し付けしないでください。これを作っているWGのメンバーも同罪です。まず国として何を行い、どのように地方自治体にバトンタッチしていくのかを検討してください。何でもかんでも丸投げをするのではなく、まず、国が動いて実施し、お手本を見せてください。そのお手本が成功したのちに地方自治体は動けるのです。</p>	<p>例があります。</p>
16	全般	<p>添付された資料では、どこをどのように変えるのが、一般国民には、まったく、わかりません。もう少し、まともな資料を出してください。</p>	<p>本意見公募手続は行政手続法に定められたものであり、同法第39条第2項において、公示する案は「具体的かつ明確な内容のもの」とされています。</p> <p>また、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成18年3月20日付け総管第139号総務省行政管理局長通知）（※）において、「定めようとしている内容が部分的にしかわからないような概括的なものであってはならない」との記述を踏まえ、今回変更箇所を含む全体箇所を示すものです。</p> <p>今後も更に分かりやすい意見公募手続となるよう留意してまいります。</p> <p>（※）総務省ホームページ掲載先 https://www.soumu.go.jp/main_content/000349412.pdf</p>